

住民監査請求（区民アンケート〔東淀川区3〕）の結果について（概要）

大阪市監査委員は、次のとおり、令和3年11月29日（月曜日）に提出された住民監査請求について、次の理由により住民監査請求の対象とならない旨、請求人に通知しました。（却下、結果は令和4年1月6日決定）

1 請求の要旨

令和2年度東淀川区運営方針に関する区民アンケートは、業務委託仕様書及び実施決裁文書に記載された目的が達成できるものにはなっておらず、この業務委託契約に要した費用が目的を達成されないまま支出され、地方自治法第2条第14号、地方財政法第4条違反となっている。

この損害を回復する措置を講じるよう、具体的には、市長に返還させることを求める。

2 判断に至った理由

地方自治法（以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求が適法な請求となるには、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、当該行為等が違法として財務会計法規上の義務に違反し、又は不当である旨を具体的に摘示し、請求人において財務会計法規上の義務違反となる事由を他の事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、その主張事実を証する書面を添えて請求をする必要がある。

また、法第2条第14項、地方財政法第4条の規定は、地方公共団体や地方行財政運営の在り方に関わる基本的指針を定めたものであって、かかる基本的指針に適合するか否かは、当該地方公共団体の置かれた社会的、経済的、歴史的諸条件の下における具体的な行政課題との関連で、総合的かつ政策的見地から判断されるべき事項であり、当該地方公共団体の長の広範な裁量に委ねられているというべきであるから、長の判断が著しく合理性を欠き、長に与えられた広範な裁量権を逸脱又は濫用すると認められる場合に限り、上記規定の違法性が肯定されると解される。（大阪高裁平成17年7月27日判決）

上記の点から、本件請求が住民監査請求の要件を満たしているか検討した。

本件契約は、アンケート調査業務委託であり、特段の法規定がない限り、どのような業務委託契約を行うかについては、地方公共団体の長の広範な裁量に委ねられていると考えられる（法第2条第14項）。したがって、市長の判断が著しく合理性を欠き、その広範な裁量権を逸脱又は濫用すると認められる場合に限り、本件契約の違法性が認められる。

請求人は、本件契約に係る経費が、目的を達成できないまま支出されていると摘示する。

しかしながら、東淀川区は、市民の声の回答において、「評価把握に係る経費等も考慮し、最も現実的な手法として、当該アンケート回答結果を運営方針の取組の評価手法として使用して」いる旨説明しており、東淀川区運営方針にいう「〇〇である区民の割合」という指標は、「区民アンケートにおいて〇〇と回答した区民の割合」を意味するものと認められることから、区民アンケートを実施することで運営方針の指標の測定が達成できていると認められ、本件契約に係る経費が、目的を達成できないまま支出されているという事情は認められない。

なお、請求人は、運営方針の評価等を区民アンケートで回答した人の割合で行うならば、実施する区民アンケートは区民全体の状況が推計できるものでなければならないと主張するものと考えられるが、必ずしもそのような意図をもって運営方針の指標を区民アンケートで回答した人の割合としたとは認められない。

よって、本件請求は、法第242条の要件を満たさないものと判断した。